

我が国においては、憲法上、表現の自由（憲法21条）が保障されていることに照らすと、ソーシャルメディア上において裁判官に対するコメントがされたとしても、犯罪行為等に当たらない場合には、原則として尊重されるべきものと認識している。

そこで、そのような不当なコメントがされないように、個々の裁判が適正・迅速に行われるように努めるとともに、判決の公開など、各種の取組を通じて国民に対して裁判官及び司法制度が正確に理解されるように努めることが最善の対処方法の一つではないかと考えられる。このような対処の責任は、各裁判官及び裁判所のそれぞれが負うものと考えられる。

対処の実例について、御紹介ができるようなものはない。

我が国に、ソーシャルメディア上での裁判官に関する不当なコメントに対する対処方法を規定する規則はない。

我が国の裁判所では、現在、最高裁判所において、Facebookを利用している。Facebookアカウントにおいては、主に裁判所職員の採用に関する情報を提供している。

裁判所がソーシャルメディアを通じて発表することのできる内容についてのルールは定められていないし、裁判所がソーシャルメディア上で公表した内容についての批判報道等には接していないが、ソーシャルメディア上のコメント欄に批判的な意見等を書き込むことは可能である。

なお、一般的に、裁判所職員が来庁者や事件関係者等を侮辱又は誹謗中傷するなどした場合には、国家公務員法において禁止されている信用失墜行為に該当する可能性がある。また、職場や職務に関する情報を発信した場合には、その内容によって国家公務員法上の守秘義務に抵触す

る可能性がある。

日本の裁判官は、プライベートな生活の中でソーシャルメディアを利用することが認められている。

ソーシャルメディア上の裁判官の表現については、他の裁判所職員と同様に、守秘義務に違反する表現や、事件関係者を侮辱したり誹謗中傷したりする表現をしてはならないことなどの一般的な留意点が示されている。具体的にどのような表現をしてはならないかについては、裁判官の自律的な判断に委ねられている。

ある1人の高等裁判所裁判官が、実名で開設したツイッターのアカウントを利用して、自らが担当していない民事訴訟についての報道記事を引用するとともに、その民事訴訟の原告について、揶揄するような表現を用いて、訴訟を提起したことが不当であるという評価を示したことにより、その原告の感情を傷付けたとして、2018年10月に最高裁判所大法廷の分限裁判において、戒告の決定を受けたことがある。

服務規律違反行為をした裁判官に対する懲戒処分は、裁判官分限法に基づく分限裁判により行われる。

訴訟費用は、敗訴の当事者が負担するが（民訴法61条）、勝訴者がその権利の伸張・防御に必要でない行為をした場合や、訴訟を遅滞させた場合には、裁判所は、訴訟費用の全部又は一部を勝訴者に負担させることができる（民訴法62条、63条）。

なお、ここでいう訴訟費用には、訴訟代理人となった弁護士に対する弁護士費用は含まれない。弁護士費用は、当事者がそれぞれ自分の依頼した弁護士に対し、当該弁護士との委任契約に基づき支払っている。

我々は、訴訟ファンドを利用した事例があるかを把握していない。

訴訟費用は、当事者が自己負担するものである。

弁護士費用は、当事者が自己負担するものである。ただし、資力が乏しいなど一定の条件を満たす当事者は、訴訟代理人となる弁護士に支払うべき着手金や実費、報酬金などの費用を日本司法支援センターが立て替えて支払う制度を利用することができる。

我々は、我が国の民事訴訟において、訴訟ファンド契約が締結された事例の存否を把握していない。

我々は、我が国の民事訴訟において、訴訟ファンド契約が締結された事例の存否を把握していない。

裁判所や法廷の中でのメディアの報道の仕方を定めた法律は存在しない。なお、我が国の民事訴訟規則 77 条では、「法廷における写真の撮影、速記、録音、録画又は放送は、裁判長の許可を得なければすることができない。」と定められている。

各裁判所又は裁判長の法廷警察権に基づく裁量により、その事件の性質・内容その他諸般の事情を考慮した上で、メディアに対し、裁判官の入廷開始時から、裁判官全員の着席後開廷宣告前の状況をカメラ取材することを認める場合があるが、把握している限り、これまでに、我が国の裁判所において、法廷内で行われる訴訟手続についてカメラ撮影を許した例は殆ど見当たらない。これは、個々の裁判体が、裁判手続が音声や映像の形で記録され、放送されることにより、事件当事者のプライバシーに及ぼす影響を考慮した結果であると考えられる。

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律 102 条 1 項では、「何人も、被告事件に関し、当該被告事件を取り扱う裁判所に選任され、又は選定された裁判員若しくは補充裁判員又は選任予定裁判員に接触してはならない。」と定められている。

したがって、事件に係属している間は、メディアも含め何人も、当該被告事件に関し、その事件の裁判員等に接触してはならない。

また、同条 2 項では、「何人も、裁判員又は補充裁判員が職務上知り得た秘密を知る目的で、裁判員又は補充裁判員の職にあった者に接触してはならない。」と定められている。

したがって、裁判終了後も、メディアも含め何人も、裁判員等が職務上知り得た秘密を知る目的で、その職にあった者に接触してはならない。

裁判官、検察官、弁護士、被告人及び目撃者など証人となる可能性が

ある者に対しては、上記のような法令の定めはない。

したがって、これらの者がメディアから話しかけられた際にこれに応じるか否かは、それぞれの置かれた立場に応じて個別に判断することになる。

もともと、裁判所法71条1項により、法廷における秩序の維持は、裁判長又は開廷をした一人の裁判官がこれを行うとされている（法廷警察権）。そして、同条2項により、裁判長又は開廷をした一人の裁判官は、法廷における裁判所の職務の執行を妨げ、又は不当な行状をする者に対し、退廷を命じ、その他法廷における秩序を維持するのに必要な事項を命じ、又は処置を執ることができるとされている。したがって、法廷内での取材活動が、法廷における裁判所の職務の執行を妨げ、又は不当な行状に該当すると考えられる場合には、先に述べた法廷警察権によりこれが制約されることがあり得る。また、刑事訴訟規則215条により、公判廷における写真の撮影、録音又は放送は、特別の定めのない限り、裁判所の許可を得なければ、これを行うことができないとされている。

加えて、法廷ではなくとも、裁判所庁舎等（裁判所の用に供する建物及び土地並びにこれらに附帯する工作物その他の施設）においては、取材活動が庁舎等の管理に支障がある行為と判断される場合、庁舎管理者からその行為若しくは庁舎等への立入りが禁止され、又は退去が命じられることとなる。

訴訟の前もしくは最中、および／または判決の後にメディアが報道する内容について特段の制限は存在しない。

質問に該当するような影響を受けた事例は把握していない。

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律 39 条 1 項では、「裁判長は、裁判員及び補充裁判員に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判員及び補充裁判員の権限、義務その他必要な事項を説明するものとする。」と定められている。

これを受けて裁判員の参加する刑事裁判に関する規則 36 条では、「裁判長は、裁判員及び補充裁判員に対し、その権限及び義務のほか、事実の認定は証拠によること、被告事件について犯罪の証明をすべき者及び事実の認定に必要な証明の程度について説明する。」と定められている。

この裁判長の説明の中で、裁判員等に対し、例えば、「被告人が有罪か無罪かは、法廷に提出された証拠だけに基づいて判断しなければなりません。新聞やテレビなどで見たり聞いたりしたことは証拠ではありませんから、そうした情報に基づいて判断してはいけません。」などといった形の説明がされることが多いと思われる。その後も、裁判官は、裁判員等が法廷に提出された証拠に基づくことなくメディアで報道された情報に基づいて心証を形成しようとしていることが窺われる場合には、上記のような説明を繰り返し丁寧に行っているものと思われる。

なお、刑事訴訟法 256 条 6 項では、「起訴状には、裁判官に事件につき予断を生ぜしめる虞のある書類その他の物を添附し、又はその内容を引用してはならない。」と定められている。

裁判官としては、この規定の趣旨も踏まえ、先入観を持たず、メディアに影響されないようにしているものと承知している。

公判中、メディアが法廷で他の人に比べて特権を与えられることを規定した法令は存在しない。なお、各裁判所又は裁判長の法廷警察権に基づく裁量により、その事件の性質・内容その他諸般の事情を考慮した上で、開廷宣告前の法廷の状況のカメラ撮影を認める例がある。また、各裁

判所又は裁判長は、上記と同じ裁量により、メディアに対して、傍聴席を優先的に割り当てる例がある。

裁判所では、裁判所で行われた判決や決定のうち、社会的に注目された事件や先例的価値のある事件について、裁判所のウェブサイトによる判決文を掲載することによって一般大衆に公開することがある。このほか、各裁判所又は裁判長は、個別の事件において、裁量により、報道機関に対して、判決文の全部またはその重要部分を提供することがある。

これまで説明したほか、裁判所は、メディアからの個別の問い合わせに応じて、あるいは場合により裁判所から積極的にメディアに対し、裁判手続や裁判統計に関する情報など、裁判所に関する情報を提供することがある。

公務員の職場におけるハラスメントについて規定する法令として以下のものがあり、単独で定義されている。

- ・ 人事院規則 10—10（セクシュアル・ハラスメントの防止等）
- ・ 人事院規則 10—15（妊娠，出産，育児又は介護に関するハラスメントの防止等）

4に記載するもののほか、職場における不正行為について報告があった場合であって、これが犯罪行為に当たるなど一定の要件を満たすときは、必要な調査を行い、必要な是正措置をとるものとされている。また、そのような報告をした者に対し、報告をしたことを理由として、免職その他不利益な取扱いをしてはならないものとされている。

事案によって、裁判官以外の職員については、国家公務員法上の懲戒処分（免職，停職，減給，戒告）が執られることになる。裁判官については、懲戒処分（戒告又は過料）を行うためには分限裁判の手續が必要となり、罷免とするには弾劾裁判が必要となる。

一般論として言えば、ハラスメントに係る裁判事件／判決及び行政手續の実例は存在する。

承知していない。

裁判所職員に関する臨時措置規則において、人事院規則 10—10（セクシュアル・ハラスメントの防止等），人事院規則 10—15（妊娠，出産，育児又は介護に関するハラスメントの防止等）を準用している。

職場のセクシュアル・ハラスメント等を相談する手續が定められており、また、外部の者がセクシュアル・ハラスメントの事実を通報する窓口が設置されている。

なお、裁判官に科すことができる処分は質問 2 に記載のとおりである。